

北海道教育委員会教育長告示第75号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和5年9月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分の17)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業</p> <p>幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備するために必要な経費について予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市町村が幼稚園等へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。また、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）。ただし、前述の経費のうち新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限る。</p>	<p>(1) 交付基準額 ① 認可定員19人以下 1 施設当たり300千円 ② 認可定員20人以上59以下 1 施設当たり400千円 ③ 認可定員60人以上 1 施設当たり500千円 (2) 負担割合 2分の1以内</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第58号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 教育第58号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課幼児教育推進センター幼児教育推進係</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>